

令和6年 第1回定例会

(令和6年3月19日)

北薩広域行政事務組合議会会議録

北薩広域行政事務組合議会

令和6年第1回定例会会議録目次

第1号（3月19日）（火曜日）

1.	開 会	-----	5
1.	開 議	-----	5
1.	会議録署名議員の指名	-----	5
1.	諸般の報告	-----	5
1.	議会運営委員長の報告	-----	5
1.	会期及び会期日程の決定	-----	6
1.	議事日程の報告	-----	6
1.	議 事	-----	6
1.	議案第1号上程	-----	6
	提案理由説明・質疑・討論・表決（原案可決）		
1.	発議案第1号上程	-----	10
	趣旨説明・質疑・討論・表決（原案可決）		
1.	発議案第2号上程	-----	10
	趣旨説明・質疑・討論・表決（原案可決）		
1.	散 会	-----	12

令和6年第1回定例会会期日程表

月 日	曜日	会 議	事 項	備 考
3月19日	火	本会議（第1日）	令和6年度予算（提案理由説明、質疑、討論、採決） 条例議案（趣旨説明、質疑、討論、採決） 一般質問通告期限（午後5時）	
3月20日 ～ 3月27日	水 ～ 水	休会		
3月28日	木	本会議（第2日）	一般質問※	
会期 3月19日から3月28日までの10日間				

※一般質問の通告者がいなかったため、第2日目は開催されず、3月28日をもって自然閉会となった。

令和6年第1回定例会議案

議案

議案第 1号 令和6年度北薩広域行政事務組合予算

発議案第1号 北薩広域行政事務組合議会委員会条例を廃止する条例の制定について

発議案第2号 北薩広域行政事務組合議会会議規則の全部を改正する規則の制定について

令和6年北薩広域行政事務組合議会第1回定例会会議録第1号

令和6年3月19日（火曜日）

会議の場所 環境センター（3階大会議室）

出席議員10名

1 番	竹之内 和 満 議員
2 番	宇 都 修 一 議員
3 番	中 浦 雅 彦 議員
4 番	大 田 基 次 議員
5 番	江川野 一 成 議員
6 番	楠 元 康 博 議員
7 番	南 鶴 洋 志 議員
8 番	日 高 信 一 議員
9 番	木 下 孝 行 議員
10 番	出 水 睦 雄 議員

地方自治法第121条の規定による出席者

理事長 椎 木 伸 一

副理事長 西 平 良 将

理事 川 添 健

議会事務

書記長 春 田 和 彦

次長 西 野 竜 一

事務局

松 岡 秀 和	事務局長
大 石 直 樹	総務課長
桐 原 祐 吉	施設管理課長
中 川 淳 一	施設管理課課長補佐
竹 林 純 哉	施設管理課環境センター管理係長
戸 崎 昭 文	施設管理課リサイクルセンター管理係長
西 田 清 一	施設管理課主幹兼衛生センター管理係長
山 下 陽 一	総務課施設整備係長
松 本 修 一	総務課介護認定審査係長
山 岡 寿 史	総務課庶務係長（議会事務併任）

佐 潟 義 彦 総務課庶務係参事補（議会事務併任）
西 村 典 剛 総務課庶務係主任主査（議会事務併任）

付議した事件

議案第 1 号 令和 6 年度北薩広域行政事務組合予算

発議案第 1 号 北薩広域行政事務組合議会委員会条例を廃止する条例の制定について

発議案第 2 号 北薩広域行政事務組合議会会議規則の全部を改正する規則の制定について

午前 10 時 00 分 開 会

《開 会》

(木下孝行議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は 10 名であり、定足数に達しております。これより、令和 6 年北薩広域行政事務組合議会第 1 回定例会を開会いたします。

《開 議》

(木下孝行議長)

これより、本日の会議を開きます。

《会議録署名議員の指名》

(木下孝行議長)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 87 条の規定により、議長において、4 番大田基次議員、5 番江川野一成議員を指名いたします。

《諸般の報告》

(木下孝行議長)

諸般の報告を行います。令和 5 年第 2 回定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

監査委員から提出のありました定期監査の結果及び理事長から提出のありました諸会議の出席報告については、議席に配布しておきました。

これで、諸般の報告を終わります。

《議会運営委員長の報告》

(木下孝行議長)

ここで、議会運営委員長の報告を求めます。

(議会運営委員長【出水睦雄議員】)

おはようございます。

本定例会の会期及び日程について、議会運営委員会が協議しました結果につきまして、御報告を申し上げます。

まず、会期日程について申し上げます。3 月 20 日から 3 月 27 日までは、休会とします。3 月 28 日は、本会議第 2 日の会議を開き、一般質問を行います。また、新たに議案等があったときは、この日に上程することといたします。

なお、一般質問の通告期限は、3 月 19 日午後 5 時までとなります。質問をされる方は、通告書に所定の事項を記載し、提出されるようお願いいたします。

以上のことから、本定例会の会期は、本日から 3 月 28 日までの 10 日間と決めました。

次に、本日の議事日程について申し上げます。

日程第 3 の令和 6 年度予算議案を個別に上程、日程第 4 及び日程第 5 の発議案 2 件を一括上程し、いずれも、委員会付託を省略し、即決の取扱いといたします。

皆さまの御協力をお願い申し上げ、議会運営委員会の委員長報告といたします。

《会期及び会期日程の決定》

(木下孝行議長)

日程第2、会期及び会期日程の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期及び会期日程については、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月28日までの10日間とし、会期日程については、配布してあります会期日程表のとおりとすることに決定しました。

《議事日程の報告》

(木下孝行議長)

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおり定めました。

《議 事》

(木下孝行議長)

これより議事日程により、議事を進めます。

《日程第3 議案第1号 上程》

(木下孝行議長)

日程第3、議案第1号、令和6年度北薩広域行政事務組合予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(椎木伸一理事長)

ただいま上程されました令和6年度北薩広域行政事務組合予算について、提案理由を説明します。

令和6年度北薩広域行政事務組合予算は、北薩地域管内の住民が安心して快適な生活を送られるよう、事務組合が共同処理することとされている一般廃棄物処理、及びリサイクル処理のほか、介護認定審査等の運営に必要な予算を計上しました。

予算書の8ページ、9ページをお開きください。

令和6年度は、令和5年度から続く旧環境センターの解体工事の最終年度となるほか、環境センターの通常の維持補修費が上昇したことなどから、衛生費が増額となっています。それにより、本組合の当初予算額は、令和5年度に比べ4,658万6千円増加し、11億3,149万8千円となりました。

歳出予算の主なものとしましては、まず、第2款総務費では、例年と同様に事務局の管理運

営に係る経費を計上しました。第3款民生費では、介護認定審査業務等に係る審査委員の報酬と費用弁償等を計上しています。次に、第4款衛生費では、各施設の運営経費のほか、施設の安定稼働を確保するため、定期点検や補修等の経費を計上しましたほか、5年度から着手した旧環境センターの解体工事費を計上しました。また、衛生センターが稼働から27年目となり、今後の施設の長寿命化も考慮するため、新規に、衛生センター整備方針等検討業務委託料を計上しました。

次に、歳入予算を説明しますので、7ページをお開きください。

第1款分担金及び負担金は、市町負担金でありまして、歳入歳出予算の差額を補填する財源となります。第2款使用料及び手数料では、令和5年度の実績見込みを参考に、施設使用料を計上しました。第3款国庫支出金は、旧環境センターの解体事業に係る交付金を計上しました。また、第7款諸収入は、主に環境センターの売電収入のほか、鉄・アルミ類・古紙類の売払い収入となりますが、ごみ搬入量の減少や、売払い単価の下落を見込み、5年度に比べ減収を見込んでいます。最後に、第8款組合債は、旧環境センターの解体事業に係る一般廃棄物処理事業債を計上しました。

私からの説明は以上ですが、令和6年度は、構成市町に対し、令和5年度にも増して財政負担をお願いすることになりますので、予算執行に当たっては、長期的な視点を持ちつつも、緊急性及び重要度を踏まえ、予算の効率的な執行に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

なお、細部にわたっては、この後、事務局長から説明をさせます。

(松岡秀和事務局長)

それでは、令和6年度北薩広域行政事務組合予算につきまして、事項別明細書により、歳出予算から先に説明をします。

14ページ、15ページをお願いします。第1款議会費では、議員報酬のほか、議会活動に必要な費用弁償など、議会運営費を計上しました。前年度実績をもとに全員協議会や、議会運営委員会の開催回数を見直したことにより、前年度に比べ、13万1千円の減額となっています。第2款総務費の総務管理費では、正規職員が育児休業から復帰し、会計年度任用職員に係る経費が皆減したことなどから、予算額が213万5千円増加しました。監査委員費は、令和5年度並みの予算を計上しています。

16ページ、17ページをお願いします。介護認定、障害支援区分認定審査業務に係る民生費では、全体で4,545万円を計上しましたが、認定審査会のオンライン化、審査判定基準の変更による審査会の回数の減少に伴い、委員報酬、費用弁償等が減少し、対前年度比で、631万7千円の減となりました。

次に、第4款衛生費1目じんかい処理費の環境センター管理費では、事務費のほか、菜切地区環境保全協議会の開催経費や、環境美化協力金を計上しました。施設管理費の会計年度任用職員は、計量事務補佐員1人に加え、施設の延命化の見地から、事業系ごみの減量と適正化を図るため、環境調査員2人分の報酬等を計上しました。

18ページ、19ページをお願いします。

令和6年度予算における各施設の共通事項として、令和5年度の実績見込みを参考に、施設の運営に必要な光熱水費や消耗品費、保険料等を計上しております。委託料は、運転管理業務

のほか、ダイオキシン類測定分析業務や、最終処分場残余埋立量測量業務委託料等を計上しました。

なお、この02細目環境センター管理費は、予算額が令和5年度に比べ965万5千円減少していますが、この主な要因は、薬品費の減少のほか、令和5年度に計上した一般廃棄物ごみ処理基本計画策定業務委託料や、3年に1回行う精密機能検査業務委託料、フロン排出抑制法に基づく空調機点検業務委託料が皆減したことによるものです。

次に、環境センター維持補修費では、施設の通常補修業務として、焼却処理施設定期補修費のほか、ごみクレーン補修費、排ガス分析計補修費が増加したことなどによりまして、予算額が令和5年度に比べ5,500万円の増加となりました。

次に、旧環境センター解体事業費については、5年度からの事業になりますが、引き続き、解体工事に係る工事請負費と、工事施工監理業務委託料を計上しました。令和6年度事業費の配分割合は、6割としていますが、入札により総事業費が減少したことから、前年度当初予算と比べ4,500万円余りの減額となっています。

次に、リサイクル処理費のリサイクルセンター不燃物処理費では、一般事務費や光熱水費、部品などの消耗品費を計上したほか、運転管理業務、清掃業務委託料等を計上しました。

20 ページ、21 ページをお願いします。

03細目リサイクルセンター不燃物処理施設維持補修費では、1年おきに実施する破砕設備等の補修費を計上したことから前年度に比べ4,400万円余りの増加となりました。

リサイクルセンター資源化処理費では、計量事務補佐の会計年度任用職員の報酬等のほか、光熱水費や運転管理業務、廃乾電池再生処理業務委託料等を計上しました。

次に、し尿処理費の衛生センター一般管理費では、一般事務費に加え、出水干拓東土地改良区負担金を計上しました。

22 ページ、23 ページをお願いします。

衛生センターの施設管理費では、光熱水費やA重油等の燃料費、薬品費のほか、運転管理業務、受入槽及び貯留槽清掃業務委託料等を計上しました。

また、衛生センターが稼働から27年目となり、今後の施設の長寿命化に必要な工事内容と事業費を精査するため、衛生センター整備方針等検討業務委託費を新規計上しました。

衛生センター維持補修費では、例年と同様にオゾン設備等の補修費のほか、隔年で実施するブロワ補修、破砕機補修等を計上したことにより前年度より1,500万円の増加となっています。

次に、第6款公債費では、令和5年度借入見込みの組合債に係る定時償還利子と一時借入金利子を計上し、第7款予備費は、例年と同様に50万円を計上しました。

24 ページ、25 ページをお願いします。

引き続き、給与費明細書により、職員給与費の総括を説明します。ページ中段、一般職の職員数は23人、給与費等の総額は1億7,050万6千円で、令和5年度と比べると、職員数が1人減少し、給与費等が、122万1千円増額しています。正規職員の数は19人で、変動はありませんが、給与費等は99万8千円の増額となりました。

次に、会計年度任用職員の数は、前年度より1人減少の4人となっておりますが、給与費等の総額が、22万3千円の増加となっています。これは、6年度は、新たに勤勉手当が支給されることになったためです。以上で給与費の説明を終わり、歳入予算を説明します。

10 ページ、11 ページをお願いします。

第1款分担金及び負担金では、市町負担金を計上しました。歳出予算の増加により、財源を補填するため、令和5年度と比べ、1億1,480万7千円増加しています。

なお、地方交付税分とは、令和4年度及び5年度発行の組合債に対して措置される地方交付税分の負担金であり、一旦出水市が受け入れた後、同額を組合に負担してもらうものです。

次に、第2款使用料及び手数料では、環境センターとリサイクルセンターの使用料、並びに各施設の行政財産目的外使用料を計上しました。環境センター使用料は、令和5年度実績見込みを参考に、182万8千円の減収を見込みました。

次に、第3款国庫支出金では、旧環境センターの解体事業に係る廃棄物処理施設整備交付金を計上しました。令和4年度から5年度は循環型社会形成推進交付金が交付されていましたが、6年度以降は廃棄物処理施設整備交付金で交付されることとなります。交付対象事業、交付率に変更はありません。

次に、第5款財産収入では、普通財産として管理している旧衛生センターの管理道路敷地に係る貸付料を計上しました。

また、第7款諸収入では、預金利子のほか、12ページ、13ページになりますが、雑入として、環境センター分では、売電収入等を、リサイクルセンターの不燃物及び資源化処理施設分では、鉄、アルミ、古紙類の売払収入を計上しました。環境センターの売電収入における売電量の減少、また、鉄、アルミの売却単価の下落傾向により、諸収入全体では、472万5千円の減収を見込んでいます。

最後に、第8款組合債では、旧環境センターの解体事業に係る組合債を計上しました。

起債充当率は90パーセントで、後年度元利償還金の50パーセント分が地方交付税として措置される見込みです。

4ページをお願いします。

第3表地方債に、令和6年度発行の組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を記載しています。

以上が、令和6年度当初予算における主な事業内容となります。

よろしくをお願いします。

(木下孝行議長)

以上で提案説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑をされるときは、該当ページを示していただき、簡潔にお願いします。

なお、質疑回数は3回以内とします。

質疑を許します。

(南鶴洋志議員)

15ページ2款総務費の02細目総務費、総務一般管理費の情報公開条例・個人情報保護条例審査会の委員報酬等です。

昨年度から始まったかと思うんですが、実際にどのような会議が行われたのか。回数とその中での会合での成果物がありましたら教えてください。

(松岡秀和事務局長)

5年度の審査会の開催はございませんでした。ちなみに6度予算におきましては、2回分を計上しているところをございまして、実施機関の求めに応じて、必要があれば補正をしていきたいと考えております。ただ、各構成市の例を見れば、過去に審査会を開催されたことはないようでございます。

(木下孝行議長)

ほかにありませんか。

(出水睦雄議員)

23 ページ上から7行目、米ノ津海域環境調査業務委託料ですが、これは具体的にどんな調査をしてどのような結果が今までにあるのか。分かる範囲で教えてください。

(桐原祐吉施設管理課長)

米ノ津海域環境調査業務委託は、衛生センターの放流水を放流しております海域の調査をしております。出水市の公共下水道も放流している地域をございまして、出水市と合同で、昔から調査をしているところです。特に変化はございません。衛生センターによる影響も確認されております。

(出水睦雄議員)

影響はないとは思いますが、海域がどういった傾向にあるのか、そこまで調査されてるのか、なぜかという、有明海、不知火海ではもう貝類が全然取れないんです。だから、何らかの影響があるのかなという懸念もありますので、そういうところまで調査されるのか、今後についても、やはりそういうところまでやるべきではないかなと思いますので、今後の見解を教えてください。

(桐原祐吉施設管理課長)

衛生センターの放流水の影響を調査しているものでございまして、海域の水質の変化を精密に調査しているものではございませんので、正確なことは言えないんですけども、衛生センターの放流先である海域の水質と底質を調査しているものでございます。

(出水睦雄議員)

出水は、アサクサノリの南限だと言われてます。これはちょっとした富栄養化があつて、栄養素も出すべきじゃないかということも言われております。

そうしたことも考えながら、やはりセンターとしての活用も今後考えていかなきゃならないと思います。ですが、水質もどうなるか、そういったところの調査をやはりやるべきではないかなと思いますので、今後についてそういうのを検討していただきたいと思います。

(椎木伸一理事長)

出水市のほうでも協議がありますけれども、マテ貝等がなかなか最近取れないということ

で、温暖化なのか、水質の問題なのかといういろいろ話もありますが、出水市のほうでは、水産試験場とも協議しながら進めたいという話を聞いているところであります。

(木下孝行議長)

ほかに質疑ありませんか。

(南鶴洋志議員)

21 ページ、4 款衛生費の 03 細目リサイクルセンター不燃物処理施設維持補修費です。

昨年度から予算が約 4,000 万円上がっておりますけれども、破碎機を補修することになったと思うんですが、今後このようなことが続くのでしょうか。

(松岡秀和事務局長)

リサイクルセンターの維持補修費につきましては、必要な部分を補修しておりますが、基本的には計画的に維持補修を実施することとしております。補修に不備があったために今年度増えたというわけではなくて、2年置きに実施する補修があったり、8年置きに補修があったりしますので、そのタイミングでは金額が増えてくるという状況でございます。

(南鶴洋志議員)

23 ページの 1 番下、先ほど御説明がありました衛生センター整備方針等検討業務委託についてです。今後のスケジュールについて、できる範囲で結構なので、御説明頂ければと思います。

(松岡秀和事務局長)

この検討業務のスケジュールについては、4月早々に契約をいたしまして、年度内に内容等を調査して、年度内にはどこを補修すべきかという結論を出していきたいと考えております。

質問の趣旨が、衛生センターの全体の補修スケジュールということについてであれば、個別施設計画を令和4年の3月に策定しておりますけれども、衛生センターにつきましては個別施設計画では、延命化工事を令和8年から10年としておりますが、今回この整備方針等検討調査業務で精査をいたします期間が加わったことで、1年程度延びる可能性があるかなと考えているところでございます。

(木下孝行議長)

ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって本案は、委員会付託を省略することに決定しました。
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

討論なしと認めます。よって、討論を終結します。
これから、議案第1号、令和6年度北薩広域行政事務組合予算を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

《日程第4・5 発議案第1号、第2号 上程》

(木下孝行議長)

日程第4、及び日程第5の発議案2件を一括して議題とします。
提出者の趣旨説明を求めます。

(出水睦雄議会運営委員長)

ただいま一括上程されました北薩広域行政事務組合議会委員会条例を廃止する条例の制定について、ほか1件の趣旨説明を申し上げます。

まず、発議案第1号、北薩広域行政事務組合議会委員会条例を廃止する条例の制定について、趣旨説明を申し上げます。本条例は、3代目の新焼却処理施設を整備するに当たり、議会の組織をより充実させるものとして、平成25年に本組合議会にて委員会条例を制定したものです。しかしながら、令和3年3月に新焼却処理施設が完成し、本組合は大きな事業を終え、通常の運転管理業務に戻っています。また、本組合が行う事業の範囲は、施設の管理運営等に限定されており、これに係る予算は、義務的経費となっています。このような中で、組合議会としては、より詳細な審査を常任委員会で行わずとも、議会本会議での審議で十分対応可能であると判断し、本条例を廃止しようとするものです。附則ですが、この条例は、公布の日から施行するものです。

次に、発議案第2号、北薩広域行政事務組合議会会議規則の全部を改正する規則の制定について、趣旨説明を申し上げます。先ほど説明しました北薩広域行政事務組合議会委員会条例を廃止することに伴い、北薩広域行政事務組合議会会議規則を全部改正するものです。また、改正の内容ですが、委員会に関する条項を削除するほか、文言及び条項の調整を行うものです。なお、この規則は、公布の日から施行するものです。

よろしく御審議の上、御協賛賜ますようお願い申し上げます。

(木下孝行議長)

趣旨説明が終わりました。

これから発議案第1号、北薩広域行政事務組合議会委員会条例を廃止する条例の制定について、質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略します。

(木下孝行議長)

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第2号、北薩広域行政事務組合議会会議規則の全部を改正する規則の制定について、質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略します。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

《散 会》

(木下孝行議長)

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。第2日の会議は、3月28日に開きます。

お疲れさまでした。

午前10時33分 散 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

北薩広域行政事務組合議会議長 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____